

令和3年度「若年技能者人材育成支援等事業」推進計画

大分県技能振興コーナー

【事業推進の方針】

若者のものづくり離れ、技術離れが見られる中で、引き続きものづくり産業が競争力を維持し、発展を遂げていくためには、技能労働者の地位の向上を図り、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成が不可欠です。

さらに、技能者の育成のためには技能者になろうとする者の確保、若年者に対して段階的な技能付与による職業の安定を図る必要があります。

また、近年の急速な情報技術の進展に伴い、労働者一人一人が情報技術を有効に活用できることが求められており、情報技術に慣れ親しみ、使いこなせる能力を身に付けることも必要です。

このため、「ものづくりマイスター」や「ITマスター」、「テックマイスター」を活用した若年技能者の人材確保・育成やものづくり技能の継承、技能尊重やITの利活用気運の醸成等を主な目的として、地域における技能振興事業及びものづくりマイスター等を活用した事業を効果的かつ効率的に展開します。

I. 地域における技能振興事業

1. 技能五輪全国大会予選の実施等

(1) 技能五輪全国大会の予選の実施

技能五輪全国大会に参加が見込まれる職種について、関係企業や団体、教育訓練機関等に対して選手募集等の広報を行い、技能尊重気運の醸成等を図りながら参加者の増加と予選大会の活性化をめざして独自の競技課題により大分県職業能力開発協会と共同で予選を実施します。

(2) 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施

技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会の参加に当たり、中小企業や教育訓練機関等に所属する参加選手及び指導者の旅費と工具等の運搬費の援助を行います。

2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組

(1) ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用

① イベントの開催

小学生を対象に職業の疑似体験をさせることにより、働くことの意義や仕事の楽しさを経験させ、自分の将来の職業について考える機会を与えることを目的に、企業、各種団体、技能士会、関係行政・教育機関等とも連携し、広く県民に周知して開催します。

保護者や一般県民等に対しては、ものづくりの意義とものづくりを支える産業界での技能の重要性を積極的にアピールし、技能尊重気運の醸成を図る機会とします。

ア 「キッズワーク大分 2021 オンライン」

ものづくりマイスター等が実演作成し、指導する状態を業者に委託して動画を撮影し、12月～令和4年1月に、ホームページ上にて公開します。

②熟練技能者の派遣による実技指導

ものづくりマイスター認定対象外の職種（フラワー装飾、室内園芸装飾等）、または認定対象職種で、ものづくりマイスターの派遣が困難な場合には、中小企業や高校等からの要請に応じてふさわしい熟練技能者を派遣して実技指導を実施します。

③熟練技能者の派遣による「ものづくり体験教室」の実施

下記 Ⅲ 3. (1) ① の「WAZAチャレンジ教室」を実施するにあたり、ものづくりマイスターの派遣が困難な職種については熟練技能者を派遣して「ものづくり体験教室」を実施します。

(2) ブロックごとのイベント（技能競技大会展、技能士展）への協力

中央技能振興センター及び幹事県をはじめ九州各県技能振興コーナーと協力して取り組みます。

(3) 「地域発！いいもの」応援事業の実施

事業内容の周知を図り、申請書類作成の援助を行うなど円滑な事務処理に努めます。

(4) グッドスキルマーク事業の実施

事業内容の周知を図り、申請書類作成の援助を行うなど円滑な事務処理に努めます。

(5) 卓越した技能者（現代の名工）の表彰制度の紹介コンテンツの作成支援

中央技能振興センターが示す編集方針に沿って、令和3年度の被表彰者に対して取材を行い、取材結果をセンターに提出します。

Ⅱ. ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務等

1. ものづくりマイスター等の開拓

ものづくりマイスター、ITマスター及びテックマイスター（以下「ものづくりマイスター等」と記す。）の認定申請やその活動及びその他の相談・援助を行うとともに関係機関等との円滑な連携を図ります。

また、企業・業界団体への訪問等により、ものづくりマイスター等の候補者に係る情報収集を行い、年間を通じて未認定職種の掘り起こしを図ります。

2. ものづくりマイスター等への説明

新たに認定されたものづくりマイスター等には、実技指導等を始める前に指導技法等講習を受講する必要がある（免除基準該当者を除く）旨を周知します。

また、コーナーの指示に基づいて実技指導等の活動を行う際には、その都度活動の条件等について事前に再度説明（文書により通知）を行います。

過去に活動実績のないマイスター等には、改めて指導技法等講習の再受講を勧めるとともに最新版のテキストや事例集等の情報提供を行うなどにより活動の意欲を喚起します。

3. 申請書類の取りまとめ

ものづくりマイスター等の認定申請書類の記載内容の確認を行うなど円滑な事務処理に努めます。また、申請書類はコーナーが取りまとめて提出します。

4. ものづくりマイスター等に対する研修

新たに認定されたものづくりマイスター等に対して指導技法等講習を行います。

全国会議やブロック会議等で得られた情報のうち、ものづくりマイスター等に係るものについては必要に応じて提供します。

ものづくりマイスター職種別事例発表・意見交換会の開催案内を関係のものづくりマイスターに確実に通知します。

Ⅲ. ものづくりマイスター等の活用に係る業務

1. 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

(1) 若年技能者の人材育成に係る相談・援助等

相談・支援の窓口として、関係機関と連携を図りながら事業の円滑な運営と実施に努めます。

技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した実技指導に係る取組方法や訓練に要する施設・設備等の相談、ものづくりマイスター等の派遣コーディネート等を行います。

(2) 技能振興制度のPR事業の実施

HP掲載内容の更新を適宜行う他、中央技能振興センターが発行するリーフレットや冊子、コーナーが発行するリーフレット等の配布により、技能振興制度のPR事業を実施します。

2. ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施

中小企業や業界団体、工業高等学校からの要請を受け、最適のものづくりマイスター等を派遣し、技能検定の実技試験問題又は技能競技大会の競技課題等を基にした実技指導を行います。

また、中小企業や業界団体から生産性・品質向上、人材育成方法の指導、労働安全衛生法を含む労働環境の改善に向けた助言等について要請があった場合にも最適のものづくりマイスター等を派遣します。

3. 「目指せマイスター」プロジェクト

(1) 「ものづくりの魅力」の発信

① 「WAZAチャレンジ教室」の実施

地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、小学校高学年の児童を対象に、ものづくりマイスターを派遣して授業時間内に実施します。その際、技能やものづくりの魅力が児童に伝わるよう講義の時間を確保しながら実施します。

② 「ものづくりの魅力」講座の実施

上記の事業を実施する場合に、当該校の教師や児童の保護者等を対象として実施します。

(2) 「ITの魅力」の発信

地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、小学校高学年の児童及び中学校の生徒を対象に、情報技術に関する興味を喚起するとともに情報技術を使いこなす職業能力の付与が実現できるようITマスターを派遣して授業時間内に実施します。

(3) 若者に対する「ものづくりの魅力」の発信

地域サポートステーションからの要請に基づいて、サポステの支援対象者を対象にもものづくりマイスター等を派遣してものづくり体験や実技指導等を行います。

IV. 地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営

1. 連携会議の設置

(1) 連携会議構成員

- ・(一社)大分県技能士会連合会
- ・大分県中小企業団体中央会
- ・大分労働局職業安定部訓練室
- ・大分県高等学校教育研究会工業部会
- ・大分県教育庁高校教育課
- ・大分県教育庁義務教育課
- ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大分支部 大分職業能力開発促進センター
- ・大分県商工労働部雇用労働政策課
- ・大分県職業能力開発協会
- ・大分県技能振興コーナー

(2) 年2回の開催

①第1回目：第1四半期（6月）

- ・令和2年度の事業実施計画の確認
- ・令和2年度の事業進捗状況の確認

②第2回目：第4四半期（1月）

- ・令和2年度の事業実施状況の報告
- ・令和3年度の事業推進計画の決定

V. 全国斉一的な事業展開

1. 全国会議の開催等によるセンター・コーナー間の連携の強化等

中央技能振興センターが開催する全国会議やブロック会議に参加し、業務方針の確認・徹底、実務ノウハウの向上・共有等を図ります。